

旭川医科大学遺失物取扱要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

(令和7年9月18日学長裁定)

旭川医科大学遺失物取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学遺失物取扱要項(平成16年4月1日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行				
(略) 第2 構内において、遺失物を拾得した者は、次に掲げる最寄りの係へ速やかに届出なければならない。	(略) 第2 構内において、遺失物を拾得した者は、次に掲げる最寄りの係へ速やかに届出なければならない。				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="232 740 1106 775">届出先</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="232 778 1106 932">総務課総務係 医療支援課医療支援係 <u>学務課総務係</u> 研究・学術情報課図書館総務係</td></tr></tbody></table>	届出先	総務課総務係 医療支援課医療支援係 <u>学務課総務係</u> 研究・学術情報課図書館総務係	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1128 740 2002 775">届出先</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1128 778 2002 932">総務課総務係 医療支援課医療支援係 <u>学生支援課学生総務係</u> 研究・学術情報課図書館総務係</td></tr></tbody></table>	届出先	総務課総務係 医療支援課医療支援係 <u>学生支援課学生総務係</u> 研究・学術情報課図書館総務係
届出先					
総務課総務係 医療支援課医療支援係 <u>学務課総務係</u> 研究・学術情報課図書館総務係					
届出先					
総務課総務係 医療支援課医療支援係 <u>学生支援課学生総務係</u> 研究・学術情報課図書館総務係					
(略) <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和7年9月18日から施行し、令和7年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	(略)				